○国土交通省告示第二百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水野川第一二支川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（明治三十三年内務省告示第八十九号で指定した土地の区域を除く。）

愛知県瀬戸市白岩町

四〇二番及び四〇三番

四〇六番及び四〇七番

四〇九番から四一一番まで

四一二番及び四一四番

四一九番一

四三二番及び四三三番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を明治三十三年内務省告示第八十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県瀬戸市白岩町

三七七番三　一号から三号まで

三七七番四　四号及び五号

○国土交通省告示第二百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石見川第六支渓

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府河内長野市鳩原

六〇一番　七号

六〇二番一　十号

六〇二番二　八号及び九号

六〇六番　五号及び六号

六一〇番　十一号

六五六番　一二号

六五七番　二三号

六八一番　三号及び四号

○国土交通省告示第二百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西堀切川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県観音寺市豊浜町箕浦

字西原	乙	五二番一	一号
	乙	四二番二七	十三号
	乙	五一番	十九号
	乙	四七番四	二十号
	地先	四道路敷	
字山分	乙	未八一番一六	二号
	乙	未八一番七六	三号
	乙	八一番一五	四号から十二号まで
	乙	四九番二	十四号及び十五号
	乙	未八一番七〇	十六号
	乙	未八一番二五	十七号
	乙	未八一番六八	十八号

○東北地方整備局告示第二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年二月二十七日

東北地方整備局長　津田　修一

第1　起業者の名称　秋田県

第2　事業の種類　一般国道107号改築工事（大沢バイパス・秋田県横手市雄物川町大沢字藪沢目地内から同市雄物川町大沢字新道地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　秋田県横手市雄物川町大沢字藪沢目、字根羽子沢、字清水出、字櫃割、字堂ノ下、字大沢、字上前、字天王前、字境田及び字新道地内

2　使用の部分　秋田県横手市雄物川町大沢字根羽子沢、字清水出、字櫃割、字堂ノ下、字大沢、字上前、字天王前及び字新道地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県横手市雄物川町大沢字藪沢目地内から同市雄物川町大沢字新道地内までの延長1,700ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道107号改築工事（大沢バイパス）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道107号改築工事（大沢バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である秋田県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、起業者である秋田県は、本件事業について、国土交通大臣の認可を受けたと見なすことができる、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道107号（以下「本路線」という。）は、岩手県大船渡市を起点とし、北上市、秋田県横手市を経由し、由利本荘市に至る総延長約193kmの主要幹線道路である。

本路線は、横手市の東部地域、中心部及び西部地域を通過し、由利本荘市へ至る路線であり、地域住民の通勤、買い物等の日常生活に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員を満たさない区間が多数存在するほか、最小曲線半径を満たさない急カーブ区間が存在するなど、幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年３月に、任意で大気質及び騒音等の影響調査、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。